
目次

1 環境行政の推進について	1
(1) 環境基本条例	1
(2) 環境基本計画とは	1
(3) 環境基本計画の施策	2
(4) 環境基本計画に関連する主な条例及び計画	3
(5) 環境白書とは	4
2 地球温暖化対策に関する国・県・市の動向	5
(1) 国の動向	5
(2) 県の動向	6
(3) 市の動向	6
共通理念「環境を守る心を育む」	7
1 IS014001 の運用	7
2 環境訪問出前講座の開催	7
3 しおじりエコ展の開催	8
4 環境学習教材の配布	8
5 クリーン塩尻パートナー制度の推進	9
6 エコ・ウォークの開催	9
7 広報もしくはホームページによる環境情報の提供について	10
8 花による美しい環境づくり事業	11
基本理念1「地球環境に配慮したまちをつくる」	12
1 市域から排出されるCO ₂ の推計排出量	12
2 エネルギーの使用の合理化等に関する法律に基づく届出	13
3 塩尻環境スタンダードの運用	14
4 市内の再生可能エネルギー発電設備等導入状況	14
5 塩尻市再生可能エネルギー利用設備の設置等 に関するガイドラインに基づく届出	15
6 塩尻市太陽光発電設備の適正な設置に関する条例の策定	16

基本理念2「資源を有効に活用するまちをつくる」	17
1 ごみの排出状況について	17
2 最終処分場の検討	17
3 松塩地区広域施設組合における新ごみ処理施設について	18
4 森林資源の有効活用について	18
5 荒廃農地対策について	19
基本理念3「安心して生活できる環境を守る」	20
1 河川水質等の状況	20
2 不法投棄等のない良好な生活環境の保持	20
3 光害対策	21
4 猫繁殖制限手術に係る費用の助成	21
5 苦情対応	21
6 放射線対策	21
基本理念4「ふるさとの自然を守る」	22
1 特定外来生物対策	22
2 みんなで守ろう高ボッチ高原の自然事業	22
3 高ボッチ高原の状況	23

1 環境行政の推進について

(1) 環境基本条例

塩尻市は、平成10年1月に、豊かな自然環境を将来にわたり守っていくため、すべての市民の参加と協力の下、自然と人が共生できる環境の保全に取り組んでいくことを定めた「塩尻市環境基本条例」を制定しました。

塩尻市環境基本条例では、環境の保全により現在及び将来の市民の健康で文化的な生活を確保するため、3つの基本理念を掲げています。

塩尻市環境基本条例の基本理念

- 1 環境の保全は、自然の恵みがすべての市民の健康で文化的な生活に欠くことができないものであることを認識し、将来にわたって、豊かな自然が保護及び育成されるよう行われなければならない。
- 2 環境の保全は、地球の資源が有限であり、自然の回復能力にも限りがあることを認識しつつ、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を構築し、自然と人が共生していくことを目的として行われなければならない。
- 3 地球環境の保全は、すべての生物の生存基盤を確保する上で極めて重要であることを認識し、人類共通の課題として、すべての者の参加と国際的な協調の下に積極的に推進されなければならない。

(2) 環境基本計画とは

塩尻市環境基本計画は、「塩尻市環境基本条例」第6条の規定に基づき、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画です。

市の上位計画である「第五次塩尻市総合計画」の分野別行動計画として環境面を具体化する計画であり、環境施策を推進するための基本方針となるものです。

「第二次塩尻市環境基本計画」は、平成27年度を初年度とし、令和5年度を目標年度とした9年間を実施期間としており、令和2年度に後期の見直しを行いました。

(3) 環境基本計画の施策

第五次塩尻市総合計画の目指す都市像「確かな暮らし 未来につなぐ田園都市」について環境面からの実現を図るため、共通理念と4つの基本理念に基づく施策を設定し、「市」、「市民」及び「事業者」の取組を明確にしています。

【第二次塩尻市環境基本計画の概要】

理 念	方針（目指す姿）
共通理念 環境を守る心を育む	あらゆる世代に対して環境情報の提供を行い、環境学習や体験機会の場が創出されている。
	様々な主体によるパートナーシップが構築され、環境美化や景観形成等の環境保全活動が推進されている。
基本理念1 地球環境に配慮したまちをつくる	二酸化炭素等の温室効果ガスの排出が少ない生活へ転換されている。
	再生可能エネルギーの地産地消等、地域で再生されるエネルギーの利用がされている。
基本理念2 資源を有効に活用するまちをつくる	ごみの3R運動が推進されている。
	森林や農地が持つ多面的機能が保全されている。
	地域資源等が域内で循環する仕組みが進められている。
基本理念3 安心して生活できる環境を守る	水資源及び水環境が持続的に保全されている。
	大気等を定期的に監視調査し、万一の際には迅速な対応策がとれる体制が構築されている。
	ポイ捨てや不法投棄が減少している。
	空き地及び空き家が適正に管理されている。
基本理念4 ふるさとの自然を守る	美しい都市景観及び街道景観が保全されている。
	地域に多種多様な生態系が存在する「生物多様性」の必要性が、市民に理解されている。
	里地里山や自然公園の環境が保全されている。

(4) 環境基本計画に関連する主な条例及び計画

環境面の課題について分野ごとに条例や計画等を定めるとともに、都市整備や産業振興など市が制定するさまざまな条例や計画等と調整し、連携しあいながら、総合的かつ計画的な視点から環境施策を推進しています。

環境に関する主な条例及び計画は、次のとおりです。

○塩尻市公害防止条例

公害の防止に関し必要な事項を定めることにより、市民の健康を保護するとともに、良好な生活環境を保全することを目的としています。

令和元年12月に一部改正を行い、地下水の保全と水質事故時の対応等を図るため、揚水施設を設置して地下水を揚水する際には届け出なければならないこととしました。

○ポイ捨て禁止等によるきれいなまちづくり市民条例

空き缶等のポイ捨て等を禁止し、きれいなまちづくりを市、市民及び事業者が協働して進めていくことに関し必要な事項を定め、もって市民の快適な生活環境の維持及び向上に資することを目的としています。

近年では、空き地の雑草が問題となることが多く、この条例をもとに所有者に草刈りの依頼をする件数が増加しています。(第6条「所有者等は、その土地等及びその周辺の良い環境を保全するため、必要に応じて土地等の清掃、草刈り等を実施するなどみだりに物が捨てられないよう適正に管理しなければならない。」)

○塩尻市廃棄物の処理及び清掃に関する条例

家庭や事業所から出るごみ(一般廃棄物)の処理及び清掃に関し、必要な事項を定めています。

○塩尻市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)

塩尻市から排出される温室効果ガスを削減するため、市、市民及び事業者の各主体がそれぞれの役割に応じた取組を総合的かつ計画的に推進することを目的としており、本年度に改定を予定しています。二酸化炭素削減目標は次のとおりです。

短期目標	2023年度までに18.0%削減(2013年度比)
中期目標	2030年度までに26.0%削減(2013年度比)
長期目標	2050年度までに80.0%削減(2013年度比)

○塩尻市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

塩尻市役所の事務及び事業に関し、目標を定め、温室効果ガスの排出抑制対策を率先的に取り組むための計画となり、2023年度までに2013年度比で6.5%以上削減することを目指しております。

令和4年度に見直しを行い、中期目標として2030年度までに、2013年度比で51.0%以上削減することを目指しています。

○塩尻市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（令和2年見直し）

住みよい持続可能な地域を形成し、豊かさを感じられる生活環境を育むとともに、今後の気候変動等に対応できるごみ処理体制を構築するため、ごみの排出抑制や3R（リデュース・リユース・リサイクル）等を推進し、効率的な一般廃棄物の処理を推進することとしています。

○塩尻市災害廃棄物処理計画（令和元年策定）

今後発生が予想される大規模災害発生時の災害廃棄物の処理を、適正かつ迅速に行うため、基本的な考え方や災害廃棄物の処理方法をまとめた計画です。

○高ボッチ高原環境管理ガイドライン（令和元年策定）

高ボッチ高原の美しい自然環境を後世に引き継いでいくために、自然環境保護エリアと観光・農林業振興エリアを指定し、それぞれのエリアの行為規制（ルール）を設定しました。

また、植生保護計画の中には、植生管理の方針や管理方法を定めています。

○塩尻市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例（令和4年策定）

太陽光発電設備の適正な設置及び管理について、災害の防止や良好な景観の維持等の観点から事業者・市の責務、市への事前協議や協定書の締結、隣接住民への説明などのほか、設備の設置等に当たり抑制すべき区域などについて定めています。

（5）環境白書とは

塩尻市環境基本計画に基づく取組状況及び課題を「環境白書」にまとめ、公表するものとしてします。

2 地球温暖化対策に関する国、県、市の動向

(1) 国の動向

令和2年10月に、菅首相が「2050 ゼロカーボン」宣言を行い、これに基づく国の施策が展開されました。

令和3年4月に地球温暖化対策推進本部を開催し、2030年度の二酸化炭素を含む温室効果ガス正味排出量削減目標について、2013年度から46%削減することとされました（それまでは26%削減）。

令和3年6月に、「地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」が改正され、地方公共団体実行計画（区域施策編）で、再生可能エネルギーの利用促進、住民・事業者の活動促進、脱炭素型まちづくり及び循環型社会の形成について施策を定め、これらに対する実施目標を設定することとなりました。また、地域の再エネを活用した脱炭素化を促進する促進区域を定めることも明記されました。

これに関係し、令和3年6月に地域脱炭素ロードマップが公表され、2030年までに集中して行う取組と施策を中心に、地域の成長戦略ともなる地域脱炭素の行程と具体策が示されました。

地域脱炭素ロードマップの重点対策

- 自家消費型の太陽光発電
- 地域共生・地域裨益型再エネの立地
- 公共施設の省エネと再エネ電気調達と、更新時のZEB化誘導
- 住宅の省エネ性能の向上
- ゼロカーボンドライブ（再エネ電気×EV/PHEV/FCV）
- 循環経済への移行
- コンパクト・プラス・ネットワーク等による脱炭素型まちづくり
- 食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立

令和3年6月に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が公布され、プラスチック製品全般の分別収集を促進することが示されました。

令和3年7月に、政府の中長期の気候変動対策を示す、新たな「地球温暖化対策計画」の素案が判明し、「2030年度に13年度比46%削減」の目標に向け、排出量を家庭部門で66%、業務部門で50%削減するという内訳を示しています。

令和3年8月に、国連の気候変動に関する政府間パネル（IPCC）は、産業革命前と比べた世界の気温上昇が2021～40年に1.5度に達するとの予測を公表しました。これは、2018年の想定より10年ほど早くなる予測となります。

(2) 県の動向

令和2年10月に、「長野県脱炭素社会づくり条例」が制定され、令和3年6月に、「長野県ゼロカーボン戦略」が公表されました。このなかで、2030年度の二酸化炭素を含む温室効果ガス正味排出量削減目標について、2013年度から60%削減することとされました。

住宅等の屋根上での太陽光発電を推進するため、太陽光パネルと蓄電池の共同購入事業である「グループパワーチョイス」がスタートし、また、既存住宅エネルギー自立化補助金（太陽光発電設備と蓄電池対象）も創設されました。

(3) 市の動向

第二次塩尻市役所地球温暖化対策実行計画の改訂を行い、中長期的に国の示す温室効果ガス（二酸化炭素）の削減目標を設定し、目標達成に向けた取組を策定しました。

具体的な削減対策として、維持管理方法の変更による削減、二酸化炭素フリー電力の導入、施設統合による削減、LED導入による削減などをあげています。

【表 二酸化炭素排出量削減目標】

項 目	基準年度 2013年度	実績値 2020年度	中期目標 2030年度	長期目標 2050年度
二酸化炭素排出量 (t-CO ₂)	11,409	8,375	5,590	2,282
削減率 (%)		26.6	51.0	80.0

共通理念 「環境を守る心を育む」の取組状況について

1 ISO14001 の運用

本市では、平成 13 年度より ISO14001 を認証取得しており、この中で、保育園から中学校までの環境学習を環境側面として捉え、環境意識の醸成を図っております。また、市役所業務を遂行する上で遵守しなければならない法律を法的要求事項としてとらえ、環境影響を未然に防ぐ取組を行っております。

今年度は 1 月 26～28 日に、第 14 回定期審査を受け、環境マネジメントシステムに問題がないことが確認されました。

2 環境訪問出前講座の開催

(1) 環境基本計画目標値の状況

項 目	R1 基準値	R5 目標値	R3 実績値
環境訪問出前講座実施数	14 回	27 回	4 回

(2) 令和 3 年度実施状況

地区や小中学校等の依頼に基づき、環境訪問出前講座を実施しました。今年度も新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、出前講座の開催は困難な状況でした。

令和 3 年 8 月 5 日に、木曾檜川小学校で「川の生物」に関する出前講座を実施しました。奈良井川上流の清流であることから、きれいな水に住むカワゲラやヘビトンボなどの生息が確認できました。

令和 3 年 9 月 22 日に、塩尻西小学校で「川の生物」に関する出前講座を実施しました。市街地に近い田川でしたが、流れが緩やかであり、コオイムシやミズカマキリだけでなく、ドジョウやサワガニなど幅広い生物が確認できました。

令和 3 年 11 月 15・16 日に、吉田地区で「ごみの分別方法・処理の現状」に関する出前講座を 2 回実施しました。ごみに関する悩みや疑問を解決することができました。



〈 環境訪問出前講座の様子 〉

(3) 次年度以降の対応

令和3年度の実績は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う学習機会の減少に伴い、実績も目標値に比べ著しく減少しました。このため、出前講座用の資料や環境に関する情報など掲示板や共有書庫などで活用できるようにします。

令和4年度以降は、小中学校への出前講座の冊子の配布や庁内掲示板等による周知を行うほか、長野県（信州環境カレッジ）、近隣自治体及び中信地区環境ネットワークなどとの連携を図り、学校等が出前講座を利用しやすい方法の検討を行い、環境学習の充実を図ります。

3 しおじりエコ展の開催

子どもたちが取り組んでいる環境学習の成果及び団体が行き組む環境活動を展示発表する場として「しおじりエコ展」を2月に開催し、学校や団体間の情報交換や市民の環境意識の向上を図りました。

今年で2回目となり、7団体に展示発表を行っていただきましたが、出展者への喜びが伝わるよう展示方法の工夫や環境情報を発信する場としてより広く周知ができるような取組が必要です。



〈 しおじりエコ展の展示の様子 〉

4 環境学習教材の配布

市内の小学校4年生の児童（配布数520部）を対象に、地球温暖化や身近な環境問題等をわかりやすく解説した「しおじりの環境ワークブック」を配布し、環境学習の充実を図っております。

今年度は「しおじりの環境ワークブック」の内容を見直し、SDGs及び生物多様性についての項目を盛り込みました。

5 クリーン塩尻パートナー制度の推進

(1) 環境基本計画目標値の状況

項 目	R1 基準値	R5 目標値	R3 実績値
クリーン塩尻パートナー制度登録団体数	52 団体	55 団体	57 団体

(2) 令和3年度実施状況

市内の環境美化を推進するため、企業や地域団体に「クリーン塩尻パートナー制度」に登録していただき、公園、河川及び道路等の公共空間の清掃や除草等の活動を行っていただいています。団体への支援として、刈り払い機や鎌等の貸し出しや、軍手やごみ袋等の支給を行いました。

令和3年度は、新たに3団体が加わり、57団体が登録し目標値を達成しています。

(3) 次年度以降の対応

区長会や衛生協議会などでの周知を行うほか地域活動の情報共有を図り、制度への登録及び活動支援を行います。

6 エコ・ウォークの開催

(1) 環境基本計画目標値の状況

項 目	R1 基準値	R5 目標値	R3 実績値
エコ・ウォーク参加者数	1,327 人	1,300 人	34 人

(2) 令和3年度実施状況

エコ・ウォークは、市、市民及び事業者が協働により環境美化活動を実施し、ポイ捨てや不法投棄をしない・させないまちづくりを進めるとともに、地域の自然や歴史と文化にふれあい、参加者間の交流により、環境美化に係る活動・意識の輪を広げることを目的として開催しており、令和3年度で20回目となります。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、市内一斉に開催していた方法を見直し、地区単位での開催となり、次の2地区で実施しました。

【表 エコウォークの実施実績】

日 時	地 区	参加者数(人)
6/26(土)	片丘	14
6/27(日)	桔梗ヶ原	20



〈 エコ・ウォークの様子 〉

(3) 次年度以降の対応

エコ・ウォークが地区単位での活動となっていることから、地区での特色、特徴を生かした取組として継続的に実施できるよう物品の貸出や支給、廃棄物の処理などの支援を行います。

7 広報もしくはホームページによる環境情報の提供について

(1) 環境基本計画目標値の状況

項 目	R1 基準値	R5 目標値	R3 実績値
広報もしくはホームページによる 環境情報提供数	—	10 件	12 件

(2) 令和3年度実施状況

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、環境情報については広報及びホームページを中心に情報提供を行いました。

【表 環境情報の提供実績】

No	内 容
1	補助金等支援制度の紹介（エネルギー関係）
2	特定外来植物（オオキンケイギクなど）の紹介
3	令和3年度信州スマートムーブ通勤ウィークの紹介
4	環境展示会「エコプロ Online2021」及び環境学習コンテンツ「エコスタディールーム Online」の紹介
5	塩尻市クールビズ運動及び塩尻市ウォームビズ運動の取組について
6	環境にやさしい企業をめざして（塩尻環境スタンダード）
7	環境活動展示会「しおじりエコ展」を開催します
8	マイバックコンテストの作品を募集しています
9	農薬（除草剤を含む）の適正な使用を心がけましょう

10	【環境 ISO】令和2年度取組結果、【環境 ISO】令和3年度取組
11	「しおじリエコふぁみりー」にチャレンジしませんか？
12	高ボッチ高原の美しい自然を保護するための取組について

(3) 次年度以降の対応

様々な情報提供手段があることから、既存の方法のほか SNS、アプリケーション、地区説明会を通じ情報提供を行います。

8 花による美しい環境づくり事業

地区へ花の苗を配布し、公共施設や公園などの花壇づくりを行っていただくことで、花と緑にあふれたまちづくりを推進しました。

【表 花苗の配布実績】

配布地区数	配布本数
57 地区	38,387 本

基本理念 1 「地球環境に配慮したまちをつくる」の取組状況について

1 市域から排出される CO₂ の推計排出量

(1) 環境基本計画目標値の状況

項目	H30 基準値	R3 目標値	R1 実績値
市域から排出される CO ₂ の推計排出量	771,333t	664,732t	614,652t

※推計に使用する統計数値が2年ほど遅れて公表されるものがあるため、CO₂ 排出量も2年遅れで算出されます。

※令和元年度の二酸化炭素排出量の排出量は、地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル算定手法編に基づき算出しているため、過去に遡って推計排出量を算定した数値を次に示します。

【表 市域から排出される CO₂ の推計排出量（全国按分法：カテゴリ A）】

項目	2011 (H23) (t-CO ₂)	2013 (H25) (t-CO ₂)	2017 (H29) (t-CO ₂)	2018 (H30) (t-CO ₂)	2019 (R1) (t-CO ₂)
CO ₂ 推計排出量	766,166t	745,474t	779,004t	653,240t	614,652t

※地球温暖化対策地方公共団体実行計画（2017年度定期見直し版）の2023（R5）年度の目標値は、2011（H23）年度の基準年度に比べ18%以上の削減となっているため、約628,256t以下を目指すものとなります。

令和元年度の排出量は、産業部門などを含む各部門別のエネルギー消費量が低下したため、二酸化炭素排出量が大きく低下しています。

(2) 令和3年度実施状況

松本平ゼロ・カーボンコンソーシアムへの参加を行い、松本地域の産学官の力により、地域主導型エネルギー事業の導入や再生可能エネルギーの導入などを目指し、相互学習を深めています。

なお、塩尻市内で最大の工業製品出荷額となっているセイコーエプソン株式会社では、令和3年度中に国内グループ拠点で使用する電力をすべて再生可能エネルギーに置き換える計画を発表しました。

(3) 次年度以降の対応

塩尻市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の改定により、具体的な施策の内容及び目標設定を行い、進捗管理を行う仕組みづくりを行います。

また、松本平ゼロ・カーボンコンソーシアムでの相互学習・交流を通じて、実効性のある地球温暖化対策に取り組みます。

2 エネルギーの使用の合理化等に関する法律に基づく届出

塩尻市役所及び塩尻市教育委員会は、年度間エネルギー使用量（原油換算値）が3,000kL/年以上となることから、第一種エネルギー管理指定工場等に分類されます。

このため、中長期的にみて年平均1%以上のエネルギー消費原単位の低減が目標となります。この結果を下表にまとめます。

【表 エネルギーの使用に係る原単位】

項目	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	5年度間平均原単位変化
対前年度比(%)		97.3	98.9	93.4	97.3	96.7

※エネルギー消費原単位とは、エネルギーの使用の効率を表す指標のことです。本市では、次の方法で算出しています。

上水道業：エネルギー使用量 / 総配水量
 下水道所為施設維持管理業：エネルギー使用量 / 処理水量
 上記以外の施設：エネルギー使用量 / 延床面積

また、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量を下表にまとめます。

【表 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量】

項目	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
塩尻市役所算定排出量 (t-CO ₂)	6,684	6,601	6,521	5,766	5,301
塩尻市教育委員会算定排出量 (t-CO ₂)	3,612	3,665	3,634	4,411	3,074

2020年度（令和2年度）は、新型コロナウイルス感染症の影響により、体育館等の貸館施設の電力使用量が減少しました。また、農業用水施設の電力使用量が大幅に減少しました。一方、小中学校にエアコンを導入したことから、教育委員会全体としての電力使用量は増加しております。ただし、2020年度より、電気の使用に伴う二酸化炭素排出量の係数が低い電力を使用したことから、算定排出量は低下しております。

事業者全体の省エネへの取組に対する意欲を向上させることを目的とした「事業者クラス分け評価制度（SABC評価制度）」で、令和元年度に引き続き、省エネが優良な事業者であるSクラスに分類されました。

なお、令和3年度に塩尻市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）を改訂し、中期目標として2030年に温室効果ガスの削減量を51%以上削減、長期目標として80%以上削減とした目標を設定し、目標達成に向けた取組を策定しています。

3 塩尻環境スタンダードの運用

(1) 環境基本計画目標値の状況

項目	R1 基準値	R5 目標値	R3 実績値
塩尻環境スタンダード認証・登録件数	40 件	46 件	41 件


(2) 令和3年度実施状況

塩尻環境スタンダードは、平成19年度より開始した市域内に限定した環境マネジメントシステムであり、この取り組みにより市内の中小規模の事業所の省エネルギー活動等を推進していくものです。

令和3年度は、新たに1事業所が認証・登録されました。

加入企業の優良な取組

- ・ 冷蔵庫を集約し、台数を減らした
- ・ 暖房設備を灯油から太陽光に変更した
- ・ 事務所の照明を全てLEDに変更した
- ・ 取組内容が他社から評価された



(3) 次年度以降の対応

塩尻環境スタンダードは、取組状況に応じて更新期間が5年に延長となる事業者がでてきますので、定期審査中の実施内容の把握が重要となります。

再生可能エネルギーの導入や省エネルギー活動を中心とした取組が進められるよう、情報提供を行いながら継続的な改善が行われるよう支援を行います。

4 市内の再生可能エネルギー発電設備等導入状況

(1) 環境基本計画目標値の状況

項目	R1 基準値	R5 目標値	R3 実績値
固定価格買取制度による再生可能エネルギー発電設備導入件数	3,422 件	3,600 件	3,801 件
再生可能エネルギーを自宅で活用していると回答した市民の割合	23.6%	30.0%	27.9%
薪・ペレットストーブ等の設置件数	219 件	300 件	266 件

(2) 令和3年度実施状況

長野県では、今年度より住宅等の屋根上での太陽光発電を推進しており、新たな補助金を創設するなど、再生可能エネルギー発電設備の導入が進められております。

本市でも、エネルギーの効率的利用を促すため蓄電池設備を設置する方に、予算の範囲内で補助金を10件に交付しました。

また、本市の森林資源の活用を図るため、薪ストーブの設置に18件、ペレットストーブの設置に6件の補助金を交付し、木質バイオマスの利用促進を図っています。

(3) 次年度以降の対応

市内の地理的条件を生かした再生可能エネルギーの普及促進のため、塩尻市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の策定と合わせ、地域の賦存量や可能性量を調査し、新たな普及拡大施策の検討を行います。

5 塩尻市再生可能エネルギー利用設備の設置等に関するガイドラインに基づく届出

(1) 環境基本計画目標値の状況

項 目	R1 基準値	R5 目標値	R3 実績値
太陽光発電設備ガイドライン届出率	—	100%	100%

(2) 令和3年度実施状況

令和3年度の届出は下表のとおりです。今年度は市内で最大規模の太陽光発電設備の届出があり、現在、長野県の林地開発行為許可の手続きを行っております。

【表 令和3年度ガイドラインに基づく太陽光発電設備の届出件数】

地 区	届出件数	申請面積 (m ²)
塩尻東地区	8	113,318
片丘地区	5	14,426
北小野地区	2	5,006
宗賀地区	1	4,958
洗馬地区	1	1,552
計	17	139,260

(3) 次年度以降の対応

再生可能エネルギー設置事業者に対して「塩尻市太陽光発電設備の適正な設置に関する条例」に基づき、事前協議から工事完了後の維持管理まで適正に行われるよう指導を行います。

6 塩尻市太陽光発電設備の適正な設置に関する条例の策定

太陽光発電設備は、地すべり防止区域を含む山林などで大規模開発が進み、設置やその管理について周辺住民の不安が広がっております。また、塩尻市議会からも条例化の提言をいただいたことから、令和4年3月議会に条例案を提出し、令和4年4月1日から施行しました。

太陽光発電設備の設置（10kW以上の太陽光発電設備）及び管理について、災害防止や景観の維持等の観点から、事業者・市の責務を明確にし、市への事前協議や住民への説明会の開催、市や隣接住民への協定書の締結について定めています。

なお、太陽光発電設備の設置等において抑制すべき区域を（1）から（11）まで定め、乱開発が進まないよう努めています。

- （1） 砂防法第2条の規定により指定された砂防指定地
- （2） 地すべり等防止法第3条第1項の規定により指定された地すべり防止区域
- （3） 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条第1項の規定により指定された急傾斜地崩壊危険区域
- （4） 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条第1項の規定により指定された土砂災害警戒区域及び同法第9条第1項の規定により指定された土砂災害特別警戒区域
- （5） 森林法第25条第1項本文の規定により指定された保安林
- （6） 農地法第4条第6項第1号イ及びロに掲げる農地
- （7） 文化財保護法第109条第1項の規定により指定された史跡、名勝若しくは天然記念物、同条第2項の規定により指定された特別史跡、特別名勝若しくは特別天然記念物、文化財保護条例第30条第1項の規定により指定された長野県史跡、長野県名勝若しくは長野県天然記念物又は塩尻市文化財保護条例第34条第1項の規定により指定された塩尻市指定史跡、塩尻市指定名勝若しくは塩尻市指定天然記念物の存する区域
- （8） 文化財保護法第143条第1項又は第2項の規定により定められた伝統的建造物群保存地区及び同法第144条第1項の規定により選定された重要伝統的建造物群保存地区
- （9） 自然公園法第5条第2項の規定により指定された国定公園
- （10） 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第29条第1項の規定により指定された特別保護地区
- （11） その他前各号に準ずるものとして規則で定める区域

基本理念2 「資源を有効に活用するまちをつくる」の取組状況について

1 ごみの排出状況について

(1) 環境基本計画目標値の状況

項目	R1 基準値	R5 目標値	R3 実績値
市民1人1日あたり家庭系もえるごみ量	330g/人・日	315g/人・日	329g/人・日
事業系もえるごみ量	7,220t/年	6,915t/年	7,121t/年
ごみの資源化率	25.4%	28.0%	24.8%
ごみの減量に向けた分別やりサイクルが盛んであると感じる市民の割合	67.4%	75.0%	66.3%

(2) 令和3年度実施状況

市民1人1日あたりの家庭系もえるごみ量は、前年度に比べ9g減少しており目標値にあと14gとなっています。事業系もえるごみ量は、事業活動の復調がみられることから前年度に比べ251kg増加となり、事業系もえるごみの状況調査や事業者等への分別指導が課題となっています。

(3) 次年度以降の対応

各地区の衛生協議会の役員の研修等を通じて、資源物の分別方法などの徹底を図り、引き続き家庭系のもえるごみ量の削減に努めます。

また、事業系もえるごみの排出状況の把握を行うため、展開調査等を実施し、収集業者及び事業者などに分別指導など適正な処分・処理を促します。

【表 もえるごみの排出量】

項目		R2 (t)	R3 (t)	増減 (%)
もえるごみ		15,113.1	15,092.0	△0.1
内 訳	家庭系ごみ	8,243.0	7,971.1	△3.3
	事業系ごみ	6,870.1	7,120.9	△3.7

2 最終処分場の現状

令和3年度は、事業者への生ごみ資源化補助金、30・10運動の周知、ごみ分別アプリの活用など3Rの推進や914tの焼却灰の資源化により最終処分場への埋立量を抑え、延命に寄与しています。なお、最終処分場の残容量は、16,955 m³（令和4年4月28現在）となっており、地元との搬入協定は、令和15年度までとなっています。

【表 最終処分場への搬入量】

年 度	種別年間埋立量 (t)				覆土 (t)
	集じん灰	破碎・埋立残渣	その他	合 計	
R2	1,123	209	4	1,336	304
R3	1,284	176	4	1,464	243

(3) 次年度以降の対応

「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の施行に伴い、市内でのプラスチックの資源化に向けて、分別基準、収集方法、収集ルートなどを検討していく必要があります。

また、最終処分場へ搬入量の縮減に向けたあらゆる方法の検討を行います。

3 松塩地区広域施設組合における新ごみ処理施設について

松塩地区広域施設組合では、令和3年度に新ごみ処理施設の建設に向けて基本構想検討委員会を設置し、基本方針及び処理方式などについて検討を行った提言書を管理者に提出しています。

その提言書等をもとに松塩地区広域施設組合では、新ごみ処理施設基本構想(案)を策定し、新ごみ処理施設建設に向けて取組を進めています。

4 森林資源の有効活用について

(1) 環境基本計画目標値の状況

項 目	R1 基準値	R5 目標値	R3 実績値
市有林及び民有林が整備された面積	198ha	203ha	221ha
山のお宝ステーション取扱材積量	274m ³	350m ³	488 m ³
子どもが木とふれあい、遊んだり学んだりすることが盛んであると感じる市民の割合	30.1%	36.0%	30.5%

(2) 令和3年度実施状況

森林経営計画に基づいて林業事業者が実施する民有林整備や、森林所有者による森林整備に対して補助金を交付し、事業者の施業意欲の向上と、森林が有する公益的機能の維持・向上を図りました。また、市有林の搬出間伐を約7ha実施しました。

森林所有者が自ら森林整備を行い、森林公社を介して薪や発電用燃料材として利用する山のお宝ステーション事業を実施しました。

(3) 次年度以降の対応

林業事業体の育成、支援を継続的に実施するとともに、市有林の森林経営計画に基づき計画的に搬出間伐を行います。

山のお宝ステーション事業を継続し、地域の間伐材を発電用燃料材として利用します。

5 荒廃農地対策について

(1) 環境基本計画目標値の状況

項目	R1 基準値	R5 目標値	R3 実績値
荒廃農地の面積	15.1ha	15.0ha	15.6ha

(2) 令和3年度実施状況

農地の借り手農家に奨励金（80,000円/10a当たり）を交付し、農地の流動化を促進することにより、経営面積が拡大され、耕作放棄地の発生防止につながりました。

また、地球温暖化防止や生物多様性保全等に貢献する有機農業や化学合成農薬の使用を5割以上低減する取組と合わせて行うカバークロープの取組に支援を行いました。

（国の環境保全型農業直接支払交付金は、有機農業に12,000円/10a、カバークロープに6,000円/10aを交付しています。）

【表 交付金の状況】

年度	交付事業体	農地面積 (ha)
H28	2	18.6
H29	2	15.8
H30	2	15.1
R1	2	13.5
R2	2	14.8

(3) 次年度以降の対応

農地の流動化に寄与する奨励金の継続を行います。が、農業者の高齢化に伴い貸付希望と借受希望のバランスが崩れつつあるため、調整等を行いながら耕作放棄地の発生防止に努めます。

基本理念3 「安心して生活できる環境を守る」の取組状況について

1 河川水質等の状況

(1) 環境基本計画目標値の状況

項目	R1 基準値	R5 目標値	R3 実績値
河川における BOD の環境基準達成率	92.9%	92.0%	100%

(2) 令和3年度実施状況

今年度は、河川等の水質に影響を及ぼす大きな事故もなく、空間放射線を含む大気の状態も大きな変化が認められませんでした。

自動車騒音測定は、市内を通過する主要幹線道路のうち対象路線を5年に1回測定するよう計画しています。令和3年度は、長野自動車道ほか4箇所の測定を実施しました。詳細は、令和3年度環境調査結果のとおりですが、いずれの箇所も、環境基準を満たしていました。

(3) 次年度以降の対策

河川等の水質調査や自動車騒音測定は、計画的に実施しており、測定結果を市民に周知していきます。

2 不法投棄等のない良好な生活環境の保持

(1) 環境基本計画目標値の状況

項目	R1 基準値	R5 目標値	R3 実績値
不法投棄総重量	22,649kg	22,000kg	13,551kg
公園・緑地がきれいと感じやすいと整備されていると感ずる市民の割合	55.7%	57.0%	52.2%

(2) 令和3年度実施状況

海洋プラスチック問題がクローズアップされるなか分水嶺のまちとして、また、最上流のまちの責任として、不法投棄等による河川汚染を防がなくてはなりません。

今年度は、新たに監視カメラを追加購入し、不法投棄の監視を強化しています。

(3) 次年度以降の対策

不法投棄パトロールや監視カメラを利用し、不法投棄の監視に努めます。

3 光害対応

令和2年12月から塩尻市内において光害の事案が発生し、これを受けて長野県条例である「公害の防止に関する条例」が改正されました。

4 猫繁殖制限手術に係る費用の助成

野良猫や捨て猫を飼育して適正管理している方を対象に、繁殖制限手術に係る費用の一部を助成しました。これは、動物愛護会主催の事業ですが、これまで松本地方事務所で行っていた申請等の手続きを代行することにより、利用を促しました。今年度は、オス5匹、メス18匹の助成を行いました。

また、新たに令和4年度から、市独自の補助制度として、野良猫の不妊手術又は去勢手術に要する費用の補助を実施する準備を行いました。

5 苦情対応

令和3年度の苦情は、犬猫に関する苦情（犬の鳴き声がうるさい、野良猫が子猫を産んでしまった）が多い状況となりました。また、雑草樹木に関する苦情件数が多く、空き地等における雑草の相談が増加傾向にあります。

【表 分野別の苦情対応件数】

分野	R1年度	R2年度	R3年度
大気	0	0	0
水質	1	2	2
騒音	2	9	13
振動	1	0	0
悪臭	2	7	10
犬猫	16	20	28
雑草樹木	15	20	10
油漏れ	3	14	5
その他	16	13	7

6 放射線対策

市内の空間放射線量を把握し、異常を早期に発見する体制を維持するために、市役所屋上で空間放射線量を測定しました。結果をホームページに公表しています。

基本理念 4 「ふるさとの自然を守る」の取組状況について

1 特定外来生物対策

(1) 環境基本計画目標値の状況

項目	R1 基準値	R5 目標値	R3 実績値
外来生物等駆除年間実施箇所数	—	5 箇所	1 箇所

お

(2) 令和 3 年度実施状況

本市では、アレチウリ及びオオキンケイギクの繁殖が懸念されております。広報 8 月号において特定外来生物の駆除の特集記事を掲載したほか、ホームページによる周知を行っております。

7 月 10 日には吉田地区の主催によるアレチウリ駆除活動が開催され、60 人の住民により約 600kg を駆除することができました。

(3) 次年度以降の対応

地区によるアレチウリ駆除活動への支援のほかエコ・ウォークなどでの周知を行い、特定外来生物への理解を深めます。また、市の SNS などの広報手段を活用して周知を図ります。

公共施設及び道路などの繁殖場所を把握し、駆除作業の検討を行います。

2 みんなで守ろう高ボッチ高原の自然事業

(1) 環境基本計画目標値の状況

項目	R1 基準値	R5 目標値	R3 実績値
高ボッチ高原自然環境保護活動参加人数	—	200 人	79 人

(2) 令和 3 年度実施状況

高ボッチ高原の大切な自然環境を守るため、平成 8 年から開催している「(第 25 回) みんなで守ろう高ボッチ高原の自然」を 7 月 17 日に開催しました。市民 31 名、市内企業 12 社 36 名、職員 12 名が参加し、外来生物であるハルジオンとヒメジョオンの駆除作業を行いました。

継続して実施している効果と、開花時期の遅れにより、例年よりも駆除量はかなり少ない状態であり、今後も継続して実施していくことが必要です。



〈 みんなで守ろう高ボッチ高原の自然の活動状況 〉

（３）次年度以降の対応

広報活動を積極的に行い、各施設へのポスターの掲示のほか各団体へ参加依頼を行い、参加者の増加を図ります。

また、外来植物の除去方法（ハルジオンの抜き方）など効果的な手法を周知し、駆除効果を高めます。

3 高ボッチ高原の状況

令和3年度より、テントタープエリアの運営がスタートし、自然保護と利用の両立が課題となりました。また、自然保護センターも「でいだらぼっち館」としてリニューアルし、週末だけですが開館して物販や案内等を行いました。近年のキャンプブームもあり、多くの方にご利用いただき、高ボッチ高原の魅力を発信することができました。

令和3年8月14日に、大雨災害により市道高ボッチ線は通行止めとなり、9月13日に崖の湯ルートのみ開通となりました。

高ボッチ高原の自然保護の活動として、塩尻市自然保護ボランティアによる自然保護活動、植生管理業務委託、園地周辺の柵の更新工事等を実施しました。また、ススキ及びミヤコザサの草刈り、ズミ等の低木伐採等（約0.4ha）も実施しました。